

計画作成年度	令和 4 年度
計 画 主 体	山口県 柳井市

柳井市鳥獣被害防止計画

(令和5年度～令和7年度)

<連絡先>

担 当 部 署 名 柳井市 経済部 農林水産課
 所 在 地 柳井市南町1－10－2
 電 話 番 号 0820-22-2111 (内線 354・355)
 F A X 番 号 0820-23-7474
 メールアドレス norinsuisan@city-yanai.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、アナグマ カラス、ヒヨドリ、カワウ ヌートリア
計 画 期 間	令和 5 年度～令和 7 年度
対 象 地 域	山口県柳井市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和 3 年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害面積	被 害 量	被害金額
イノシシ	水稻	7.50ha		7,275千円
	いも類	0.25ha		560千円
	果樹類	0.76ha		1,905千円
	林産物	0.048ha	120.00kg	25千円
	小計	8.558ha	120.00kg	9,765千円
サル	果樹類	0.40ha		1,012千円
	小計	0.40ha		1,012千円
シカ	目撃情報が少なくなった			
タヌキ	野菜類	0.04ha		859千円
	果樹類	0.04ha		102千円
	小計	0.08ha		961千円
アナグマ	野菜・果樹	被害報告はあるが不明		
カラス	果樹類	0.30ha		760千円
	小計	0.30ha		760千円
ヒヨドリ	果樹類	0.30ha		760千円
	小計	0.30ha		760千円
カワウ	魚類	被害報告はあるが不明		
ヌートリア	農作物等の被害報告は無いが目撃情報が急増している			
合 計		9.638ha	120.00kg	13,258千円

(2) 被害の傾向

①イノシシは、主に山陽本線以北の中山間地域に多く生息し農林作物に被害をもたらしているが、近年、山陽本線以南の半島部や平郡島まで生息区域を広げ、急速に被害を拡大させている。

また、J R 柳井駅に近い学校周辺や市街地周辺の農地等へ出没し、通学児童等の安全性や地域住民の生活に支障をきたしている。

被害の多くは、水稻・野菜・果樹の農作物や林産物などに対するものであるが、農地や水路の法面・石垣の掘り崩しも見られ、雨季などに水路崩壊による人家への災害が懸念される。また、農林作物の被害は、高齢者の多い農村地域において耕作意欲を失わせ、耕作放棄地などの荒地が拡大し、農業の衰退化が懸念される。

②サルによる被害情報や目撃情報が近年急増している。主に山陽本線以北の中山間地域において野菜・果樹の農作物や林産物などに被害をもたらしているが、住宅地や市街地へ出没し屋根の上やベランダ・倉庫等に侵入し物を壊す被害も発生しており生活環境にも影響が出ている。また、「はぐれザル」においては、山陽本線以南の半島部にも時折出没し被害をもたらしている。

③シカについては、平成30年12月の捕獲後、目撃情報等が減少した。

④タヌキ、アナグマによる被害も近年多く発生しており、被害は小規模であるが、十分な防護ができておらず被害区域が拡大する傾向にある。

⑤カラスは市内全域で年間を通して被害が発生しており、野菜類、果樹類の被害が多く発生している。また、ゴミの収集場所へ出没しゴミを散乱させる等の生活環境への被害が発生している。

⑥ヒヨドリは冬場の柑橘類や野菜類に被害が多く発生している。

⑦カワウについては、近年急激に生息数が増え、浅い海域で稚魚等の食害による漁業被害が発生している。猟銃による捕獲等の対策が急務であるが、市街地周辺の河川やため池、また海上や海岸・漁港などに生息しており猟銃の使用が出来ず苦慮している。離れ島（烏島）にコロニー（集団繁殖地）と思われる場所があるが、立木の頂上に巣を作っているため捕獲や巣の除去等についての対策が急務となっている。

⑧外来生物のヌートリアの目撃情報が急激に増えており平郡島を除く市内全域に広がっており、捕獲による駆除等の対策が急務となっている。

(3) 被害軽減目標

対象鳥獣	指 標	現状値 (3年度)	目標値		
			(5年度)	(6年度)	(7年度)
イノシシ	被害金額 (千円)	9,765	8,780	7,810	6,835
	被害面積 (ha)	8.558	7.70	6.85	5.99
サル	被害金額 (千円)	1,012	910	809	708
	被害面積 (ha)	0.40	0.36	0.32	0.28
タヌキ	被害金額 (千円)	961	864	768	672
	被害面積 (ha)	0.08	0.07	0.065	0.06
カラス	被害金額 (千円)	760	684	608	532
	被害面積 (ha)	0.30	0.27	0.24	0.21
ヒヨドリ	被害金額 (千円)	760	684	608	532
	被害面積 (ha)	0.30	0.27	0.24	0.21
合 計	被害金額 (千円)	13,258	11,922	10,603	9,279
	被害面積 (ha)	9.638	8.67	7.715	6.75

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	「狩猟免許を取ろう」などのポスターを作成し、中山間地域や農作物の被害農家に対しわな猟の狩猟免許取得を推進してきた。 また、中山間地域等直接支払制度等を活用し「自分の農地は自分で守る」趣旨で地域をあげた取組を実施してきたほか、県内唯一の準会員制度を導入し、猟友会員の増加を図るとともに、平成24年度よりイノシシ捕獲用大型はこわなの貸出を行い、捕獲対策に力を入れてきた。平成28年度よりサル捕獲用大型囲いわなを導入し、サルの捕獲対策に力も入れている。 令和3年度有害鳥獣捕獲事業 総事業費 8,312,970円 捕獲頭数 イノシシ-840頭、サル-16頭 シカ-0頭、タヌキ-49頭、アナグマ-28頭 野鳥-43羽、ヌートリア-5頭	猟友会は「銃による捕獲隊」、「わなによる捕獲隊」を組織し、現場に応じた捕獲方法を取り入れているが、「銃による捕獲隊」の高齢化が進んでいるほか、市街地に出没した野生鳥獣の捕獲方法など対応が問題として残される。 また、被害の発生が捕獲の状況を上回っており、捕獲機材の導入、更に新規会員の確保・育成が必要である。 捕獲隊員はイノシシやサル等の捕獲個体の止め刺し後の個体の処分に苦慮している。 サル捕獲用大型囲いわなの導入をしているが、わなの維持管理費(エサ)の捻出が難しい状況である。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ対策用の電気柵を始めとした侵入防止柵の設置を個人だけでなく、地域並びに集落単位での設置を推進している。近年サルの出沒が増え農作物等の被害が急増しておりサル対策用防護柵の設置を推進している。 令和3年度電気柵等設置事業 総事業費 1,794,000円 設置距離 8,690m	本市全域で考えると、侵入防止柵を設置している箇所はまだ部分的であり、設置をされていない箇所では、農作物の被害が出ている。 また、被害は山間部の農地から、市街地周辺、山陽本線以南の半島部や離島へと拡大しているため、さらなる侵入防止柵の普及と耕作放棄地の対策などの集落への啓発活動が必要である。

生息環境管理 その他の取組	イノシシ用侵入防止柵の設置方法及びサル対策としては追い払い方法やサル対策用防護柵の設置方法の研修会を開催している。 また、イノシシやサルなど野生鳥獣に対し、「簡単に餌を与えない」を合い言葉に、餌付け防止の説明を行ってきた。	イノシシ・サル・シカの生息区域の拡大により、今まで被害が少なかった農家や集落など幅広く住民へ周知していく必要がある。農業委員会などを通じて、狩猟免許の取得や侵入防止柵設置の推進に力を入れる。 また、エサとなる残飯や野菜くずの放置、ヒコバエや摘果した果実の放置、さらには収穫しない果実を簡単に食べさせないよう啓発活動が今後も必要である。
--------------------------	---	---

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣と人間との住み分けが、農作物の被害を減少させるうえで大きな課題である。そのためには、「何でも行政に全て任せる」という考えではなく、地域や集落が中心となり、「自分の農地は自分で守る」、「簡単に餌を与えない」という認識を持ち、農業者、農業委員会、猟友会、行政が連携し、被害状況に即した対応、対策を実施する必要がある。

また、地域や集落単位で協議会等を設置し、被害状況や意見交換など現場に応じた有害鳥獣捕獲、侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備、また追い払いなどに取り組むことが農作物の被害の減少と、適正な有害鳥獣の個体調整へつながる。

本市では、中山間地域等直接支払制度や国・県の補助事業、単市補助事業等を活用した侵入防止柵等の設置を地域や集落単位で推進していくほか、猟友会の正会員に比べ、年会費が優遇された準会員制度の周知に努め、会員の増加を図るとともに、わな猟免許取得者に対し、捕獲機材の貸出や捕獲技術向上研修会等を開くことにより、捕獲頭数の増加を目指す。

啓発活動として、侵入防止柵の設置方法や設置箇所の再点検、農作物の植え付け、収穫時は有害鳥獣による被害防止のため、無意識に「田畑に放置された野菜くず」や「ヒコバエや摘果した果実の放置、さらには収穫しなかった果実」など、有害鳥獣に簡単に食べられる餌を我々が与えているという認識を持つことが重要であり、地域住民や農家に対し研修会や講演会、市のホームページや広報紙・チラシを通じて周知する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

柳井市猟友会	被害農業者等からの依頼を受け、「銃による捕獲隊」と「わなによる捕獲隊」が現地調査を行い、被害状況に応じた捕獲方法で対処する。
中山間集落協定	中山間地域等直接支払制度を活用していただき、わな猟免許の取得、わなの購入等を行い、集落で協力しあいながら有害鳥獣の捕獲を行う。

(2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ サル シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ カワウ ヌートリア	害獣類は捕獲機材（はこわな・囲いわな等）の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟免許取得のための事前講習会を山口県猟友会と連携して行い、地域をあげた取組や準会員制度を整備し、はこわなの貸出などを行い、猟友会の新規会員の確保、育成を進めていく。 害鳥類は銃による捕獲隊に捕獲を依頼していく。 また、集落単位で協議会を設置し、地元の方が害鳥獣対策に早期に取り組める体制を整える。
6年度	イノシシ サル シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ カワウ ヌートリア	害獣類は捕獲機材（はこわな・囲いわな等）の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟免許取得のための事前講習会を山口県猟友会と連携して行い、地域をあげた取組や準会員制度を整備し、はこわなの貸出などを行い、猟友会の新規会員の確保、育成を進めていく。 害鳥類は銃による捕獲隊に捕獲を依頼していく。 また、集落単位で協議会を設置し、地元の方が有害鳥獣対策に早期に取り組める体制を整える。
7年度	イノシシ サル シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ カワウ ヌートリア	害獣類は捕獲機材（はこわな・囲いわな等）の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟免許取得のための事前講習会を山口県猟友会と連携して行い、地域をあげた取組や準会員制度を整備し、はこわなの貸出などを行い、猟友会の新規会員の確保、育成を進めていく。 害鳥類は銃による捕獲隊に捕獲を依頼していく。 また、集落単位で協議会を設置し、地元の方が有害鳥獣対策に早期に取り組める体制を整える。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①イノシシの数（捕獲頭数、平成２３年度２５５頭、平成２４年度３１８頭、平成２５年度２９９頭、平成２６年度５５１頭、平成２７年度７０１頭、平成２８年度８９７頭、平成２９年度７７４頭、平成３０年度９２９頭、令和元年度６９２頭、令和２年度９８４頭、令和３年度８４０頭）が増加しており、生息区域も拡大している。第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画や近年に捕獲した頭数を基準にして、生息動向、被害状況を考慮し、捕獲計画数を定める。	
②サルの数（捕獲頭数、平成２３年度６頭、平成２４年度２頭、平成２５年度８頭、平成２６年度１１頭、平成２７年度１５頭、平成２８年度１１頭、平成２９年度１９頭、平成３０年度１１頭、令和元年度１５頭、令和２年度７頭、令和３年度１６頭）が増加しており、生息区域も拡大している。第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画や近年に捕獲した頭数を基準にして、生息動向、被害状況を考慮し、捕獲計画数を定める。	
③シカの捕獲頭数は、平成２３年度３頭、平成２６年度１頭、平成２８年度１頭、平成３０年度２頭の報告があり、目撃情報も多数寄せられ、生息区域の拡大が予想される。第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画や近年に捕獲した頭数を基準にして、生息動向、被害状況を考慮し、捕獲計画数を定める。	
④その他の鳥獣については、近年に捕獲した頭数等を基準に定める。	
⑤外来生物のヌートリアの目撃情報が急激に増えており平郡島を除く市内全域に広がっており、捕獲による駆除等の対策が急務となっている。捕獲頭数は、令和２年度２頭、令和３年度５頭の報告があり、目撃情報も多数寄せられ、生息区域の拡大が予想される。近年に捕獲した頭数を基準にして、生息動向、被害状況を考慮し、捕獲計画数を定める。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	５年度	６年度	７年度
イノシシ	９００	１，０００	１，１００
サル	１００	１００	１００
シカ	１０	１０	１０
タヌキ	２００	２００	２００
アナグマ	２００	２００	２００
カラス	１００	１００	１００
ヒヨドリ	１００	１００	１００
カワウ	１００	１００	１００
ヌートリア	１００	１００	１００

捕獲等の取組内容
鳥獣保護区以外の市内全域に、狩猟期以外のほぼ年間を通じて有害鳥獣の捕獲を実施する。猟友会で「銃による捕獲隊」と「わなによる捕獲隊」を編成しているが、銃免許所持者の高齢化が進んでいることから、はこわなやくくりわなを主体とし捕獲を効率的に実施するため、捕獲技術向上研修会「はこわなの架設方法や捕獲技術及び止め刺し並びに解体の方法」や事故防止の徹底に努めるため「安全講習会」を年1回狩猟期前に実施する。住民に対しては「自分の農地は自分で守る」趣旨で中山間地域や自治会等の地域をあげた取組を実施するため、防護柵の設置方法、緩衝帯の整備等の「有害鳥獣被害対策講演会」や準会員制度を促進し、はこわなの貸出などを行い、猟友会の会員の新規の確保、被害の発生を防除していく。 また、平成23年度から狩猟者の捕獲意欲を高めるため、有害鳥獣捕獲奨励金の増額を行ったことや、平成27年度から国の緊急捕獲活動支援事業を実施し捕獲頭数を増やす取組をしている。 サルによる農作物被害等が急増しており、中山間地域の集落にサル捕獲用大型囲いわなを設置し、地域住民や猟友会と協力し捕獲頭数を増やす取組をしている。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限の委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		5年度	6年度	7年度
イノシシ サル シカ タヌキ アナグマ ヌートリア	電気柵	15,000m	15,000m	15,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ サル シカ タヌキ アナグマ ヌートリア	地域住民が主体的に侵入防止柵設置個所の見回りをし、草刈り等の維持管理や破損個所の修繕、爆竹等による鳥獣の追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。	地域住民が主体的に侵入防止柵設置個所の見回りをし、草刈り等の維持管理や破損個所の修繕、爆竹等による鳥獣の追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。	地域住民が主体的に侵入防止柵設置個所の見回りをし、草刈り等の維持管理や破損個所の修繕、爆竹等による鳥獣の追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

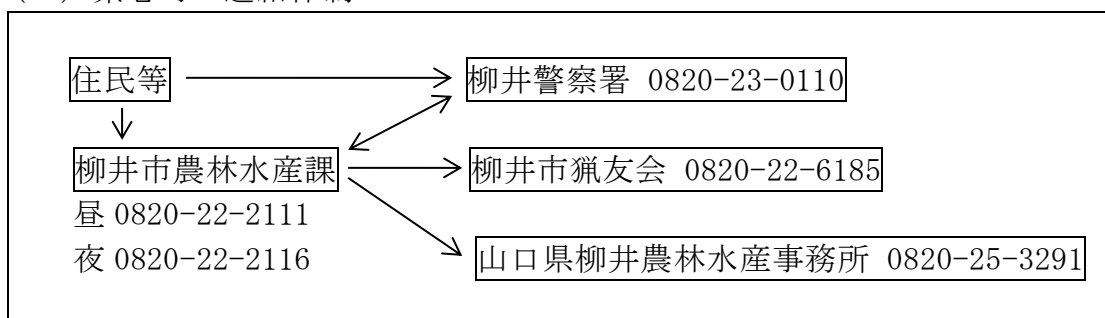
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ サル シカ その他鳥獣	地域において、有害鳥獣被害防止関連の普及啓発を行うとともに、地域住民が主体的に鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地や空き地等の藪や竹林の刈り払いや緩衝帯の整備、収穫しない野菜や果樹等の除去を行う。 また、狩猟免許を取得し捕獲体制を整備し個体数を減らすことで、出沒や被害を防止する。
6年度	イノシシ サル シカ その他鳥獣	地域において、有害鳥獣被害防止関連の普及啓発を行うとともに、地域住民が主体的に鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地や空き地等の藪や竹林の刈り払いや緩衝帯の整備、収穫しない野菜や果樹等の除去を行う。 また、狩猟免許を取得し捕獲体制を整備し個体数を減らすことで、出沒や被害を防止する。
7年度	イノシシ サル シカ その他鳥獣	地域において、有害鳥獣被害防止関連の普及啓発を行うとともに、地域住民が主体的に鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地や空き地等の藪や竹林の刈り払いや緩衝帯の整備、収穫しない野菜や果樹等の除去を行う。 また、狩猟免許を取得し捕獲体制を整備し個体数を減らすことで、出沒や被害を防止する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
柳井市農林水産課	被害状況等の確認、関係機関への連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動 爆竹等による追い払い活動
柳井警察署	住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止 被害状況等の確認、関係機関への連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動
柳井市猟友会	被害状況等の確認、捕獲又は追い払い活動
山口県柳井農林水産事務所	関連情報の提供、関連対策の助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

山野等に放置することなく、捕獲現場での埋設、適切な処理施設での焼却等、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	今後、協議していく。
ペットフード	今後、協議していく。
皮革	今後、協議していく。
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、学 術研究等)	今後、協議していく。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	柳井市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役 割
柳井市農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
柳井市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
柳井市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の観点から有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県農業協同組合南すおう統括本部	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県農業共済組合 東部支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県東部森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県柳井農林水産事務所 山口県岩国農林水産事務所	オブザーバーとして柳井市有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
柳井警察署	オブザーバーとして柳井市有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項

鳥獣被害対策実施隊として、有害鳥獣の捕獲対策については、農家や住民に対し準組合員制度の周知並びに「わな猟」や「銃猟」の狩猟免許取得の推進を図る。また、有害鳥獣の被害防止対策として、集落単位での侵入防止柵の設置や餌付け防止等を指導する。

柳井市猟友会と連携し、狩猟免許取得者に対し、捕獲技術向上研修会や安全講習会などの実施により、捕獲活動時の事故防止の徹底に努める。また、有害鳥獣による被害報告や出沒連絡に対し、早期対策を目指す。

令和5年3月末現在、隊員数15名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町の鳥獣被害防止対策協議会との連携を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

「墓のお供え物」や「農地や家庭菜園等に餌となる残飯や放置された野菜くず」、「ヒコバエや摘果した果実の放置、さらには収穫しない果実」など無意識に有害鳥獣に与えている餌の認識を持っていただくため、地域住民や一般市民に対し研修会や講演会、市のホームページや広報紙・チラシを通じて周知する。